

2021年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験（追試験） 論述試験
民事訴訟法
（出題の趣旨）

【出題の趣旨】

債務不存在確認訴訟に関する典型的な論点について問う問題である。設問 2 については判例があり、これを踏まえた論述が必要となる。

〔設問 1〕

貸金債務 500 万円全額について弁済済みであることを理由とする債務不存在確認訴訟であり、500 万円の貸金返還請求権の存否が訴訟物になる。そして、300 万円のみ弁済したという認定となった場合は、通常の給付の訴えにおける一部認容判決の逆になるから、500 万円中 300 万円部分の貸金債務の不存在を確認し、その余の請求を棄却する旨の一部認容判決をすべきことになる。この場合に全部棄却判決とすることは原告の合理的意思に反し妥当ではなく、被告としても、全額の弁済について争っていたのであるから、一部認容となることは特段不意打ちになるものではないということになる。

〔設問 2〕

貸金債務 500 万円の不存在確認の本訴に対し、500 万円の貸金返還請求訴訟が反訴として提起され、受訴裁判所は 500 万円について X が主張する弁済の事実はないとの心証に至っている。この場合、反訴については 500 万円の貸金返還請求権が存在することになるので、全部認容判決がされることになるが、本訴についてはどのような判決がされるかが問題になる。これにつき、請求棄却とすることも考えられるが、判例（最判平成 16.3.25 民集 58 卷 3 号 753 頁）は、反訴が提起されると、先に提起されていた債務不存在確認の訴えは事後的に訴えの利益を喪失することになるので、訴え却下判決をすべきとしている。本訴と反訴とは、給付義務の有無が訴訟物となる点で共通するのみならず、給付訴訟の方が執行力が付与されるという点で紛争解決機能が高いから、反訴として給付訴訟が提起された以上、本訴について本案判決を求める必要性は消滅するという考えに基づくと思われる。

なお、設問 2 の場合について、二重起訴あるいは重複訴訟（民事訴訟法 142 条）の問題として論ずる答案がみられるが、反訴として提起され、それが適法である限り、同一裁判所において審理がされ、矛盾判断のおそれは基本的には少ないと考えられる。また、142 条の適用があるとした場合、訴え却下がされるのは後に提起された反訴ということになると考えられるところ、給付判決を求めた反訴原告の意思との関係で問題が生ずると考えられるし、また、紛争解決機能の点で劣る本訴のみが残存する結果となってしまう、具体的妥当性を欠くのではないかという問題点が指摘できよう。